

仕様書

① 案件名称	公用携帯電話の通信サービス利用
② 数量	通信回線サービスの提供一式
③ サービス 利用期間	令和7年12月1日（月）より利用を開始し、OSバージョンアップ・セキュリティアップデート期間終了までを予定（約4年間）
④ 通信サービスの 提供	(1) 発注者が保有する SIM フリースマートフォン（AQUOS wish5 SH-M32）について、通信回線サービスを提供すること (2) 日本国内で安定した通信が常時行えること。 (3) 発注する通信回線は、新規番号を受注者にて用意すること。 (4) 音声通話は、5G/4GLTE 契約とし、国内通話の通信料金「無制限の定額」プランとすること。また、通信サービス提供にあたり必要となる「ユニバーサルサービス料」、「電話リレーサービス料」についても本契約におけるサービス提供の範囲に含めること。 (5) データ通信は、5G/4GLTE 契約とし、当該端末1台当たりの1ヶ月に使用可能なデータ利用量が10GB以上の料金プランとすること。 なお、1ヶ月に使用可能なデータ利用量の上限までは通信速度が制限されないこと。 (6) 手続きについて、回線契約に当たり、関係機関への申請、取得、接続後に必要な一切の手続きは受注者にて代行すること。
⑤ 守秘義務等	・ サービスに関して、受注者は何人に対しても、契約期間中または契約期間終了後を問わず、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。 ・ サービスに関して、発注者から提供を受けた資料等については、発注者の許可なく複写及び複製してはならない。また、サービスの利用にあたって発注者から提供を受けた資料などは発注者からの申出があった場合、全てを返還すること。 ・ 発注者から提供された資料のうち、個人情報に関わるものと発注者の情報セキュリティに関わるものについては、施錠可能な保管庫に格納する等、適切に管理すること。
⑥ その他	・ 本サービスの利用可能な時間は24時間365日を基本とすること。ただし、計画的な保守のため、サービスを停止することが必要な場合については、この限りでない。なお、サービスを停止する場合については、事前にメール等で発注者に情報提供を行うこと。 ・ 解約料金が発生しないこと。 ・ 受注者は通信サービス利用費用の請求は、請求書（振込用紙）により行うこととする。 ・ 初期費用等がある場合は、その費用については初回の請求に計上する

	こと ・ 仕様の詳細等については、発注者の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。 ・ 本サービス提供の実施にあたり必要となるその他の事項については、発注者と受注者において、別途、協議して定める。
⑦ 特記事項	・ 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は事前に質問し、その内容を熟知の上見積るものとする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
⑧ 事業担当	大阪市浪速区敷津東 1－4－20 浪速区役所 保健福祉課（子育て支援担当） 電話：06-6647-9895 FAX：06-6644-1937 担当：上尾

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者（大阪市浪速区役所総務課）又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者（大阪市浪速区役所総務課）は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること